

「ねんきん特別便」をお送りします

～あなたの年金記録の確認をお願いします～

基礎年金番号に結び付いていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始しました。その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結び付く可能性のある記録が出てきた方に、平成19年12月から平成20年3月までの間に「ねんきん特別便」を順次お送りします。それ以外のすべての皆様にも、順次「ねんきん特別便」をお送りします。

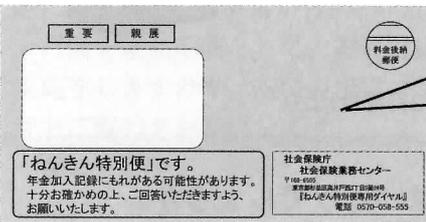
●年金受給者の方々へは、4月から5月までの間に

●現役加入者の方々へは、6月から10月までの間に

「ねんきん特別便」によるご本人様のご確認及びお手続きを経て、初めて記録が結び付くことができます。お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかをご確認のうえ、必ずお手続きくださいますようお願いいたします。

「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ

1 ねんきん特別便を送付



ねんきん特別便には「年金記録のお知らせ」「年金加入記録照会票」・「確認はがき」などが入っています。



2 ご自身による記録の確認

年金記録のお知らせ

② 番号	③ 加入制度	④ お勤め先の名称または共済組合名等	⑤ 資格取得年月日	⑥ 資格喪失年月日	⑦ 加入月数
1	船保	ABC船船	昭和37. 4. 1	昭和46.10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46.10. 1	昭和58.10. 1	144
3	厚年	年金鉱山株式会社	昭和59.10. 1	昭和61.11. 1	25
4	厚年	東京株式会社 (厚生年金基金加入期間)	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
5	共済	〇〇共済組合	平成10. 4. 1	平成13. 8. 1	40
6	国年	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8



年金加入履歴及び加入期間が記載されています。お勤め先やそこの年金制度への加入の日・脱退の日(退職した日の翌日)などに記載漏れや誤りが無いかを十分ご確認ください。

厚生年金特例法について

厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

今までは

厚生年金保険料が給与と天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や厚生年金の資格などの届出が無かった場合で、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

これからは

厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与と天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正され年金額に反映されます。

問合先

大月社会保険事務所

☎(22) 3811

年金ダイヤル

☎0570(05)1165

(平日午前8時30分～午後5時15分)

IP電話・PHS

☎03(6700)1165

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

